

# 協働のまちづくり交付金



新見市まちづくり基本条例の考えに基づき、住民自治を基本とした協働によるまちづくりを推進するため、地域課題の解決に資する事業を試行的に行う地域団体等に対し、協働のまちづくり交付金を交付します。

## 1. 対象となる事業

地域団体等が試行的に実施する、『**小地域ケア会議**』における地域課題の抽出や検討結果を踏まえた地域課題の解決に資する事業

※ただし、次の事業は交付の対象となりません。

- 1) 市などから他の補助金等の交付を受けている事業
- 2) 宗教または政治活動を目的とする事業
- 3) 公序良俗に反する事業
- 4) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- 5) 営利を目的とする事業
- 6) 地域団体等が自主的かつ主体的に事業を行わず、他の団体等の運営に助成することを目的とする活動または他に委託するだけで、地域住民・団体などとの協働が認められない事業

## 2. 交付対象となる地域団体等

次の①②に示す条件を満たす団体を交付対象とします。

①おおむね次に掲げるいずれかの区域を単位とし、その区域の住民や各種団体等で組織した持続可能な地域社会の発展のために、自主的かつ主体的に地域の特性に応じたまちづくり活動を行う団体

- 1) 小学校の通学区域
- 2) 公民館の対象区域
- 3) 市民センターの所管区域
- 4) その他市長が適当と認める区域

②次の条件をすべて満たす団体

- 1) 定款または規約を有していること
- 2) 会社法で定める会社でないこと



## 3. 必要経費の交付

事業の実施に直接必要な経費の全額(10/10)を市から交付(上限50万円)します。

※ただし、次の経費については対象外とします。

- 1) 備品購入費
- 2) 市長が社会通念上、適切でないとした経費

## 4. その他

◆ この事業は、各地域に配置される『地域担当職員』が調整・活用支援を行います。

### 問い合わせ先

〒718-8501  
新見市新見310-3  
新見市役所 総合政策課  
TEL:0867(72)6143 FAX:0867(72)6181  
E-mail:s-seisaku@city.niimi.okayama.jp

不明な点は、お気軽に  
お問い合わせください。

